

[事案 2023-5] 契約見直し無効請求

・令和 6 年 8 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約見直しの無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 7 月に組立型保険（契約①）を契約し、令和 3 年 5 月に契約見直ししたが（見直し後契約を「契約②」）、以下等の理由により、契約見直しを無効にして契約①に戻してほしい。

- (1) 自分と母は、募集人から、契約②は保障内容が新しくなるが、保険料は契約①とほぼ同額である旨の説明を受けた。
- (2) 募集人から契約②の詳細な内容説明がなかったため、自分と母は、契約①に含まれる個人年金保険は当然契約②にも含まれていると理解して、契約②を申し込んだ。
- (3) 母は、募集人から契約②と同内容である兄の契約についても説明を受けたが、個人年金保険がないことの説明は一切なかった。
- (4) 募集人に対し、契約②と契約①の保障内容の対比が分かる書面を求めたが、交付を受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険料負担者である申立人母に対し、複数回の面談を行い、契約①の特約が満了時期を迎えて更新後の保険料が上昇することから、これらの特約を変更して保険料の上昇を抑える提案を行った。
- (2) 申立人母が保険料を抑えたいという意向を示したため、募集人は特約の変更に加え、契約見直し制度を利用して、契約①の個人年金保険を終身の死亡保障に見直すことを提案したところ、申立人母は、がん関係の保障が最新のものとなり、保険料も抑えられたとして喜び、契約②を申し込む意向を示した。
- (3) 令和 3 年 5 月、募集人は申立人宅を訪問し、申立人母の同席のもと、申立人に対し、募集用携帯端末を利用して、契約②と契約①の保障内容を比較し、契約見直しにより個人年金保険が消滅することを含めて説明した。その後、申立人は契約②の内容を確認し、了解した上で申込手续を行った。
- (4) 申立人は、契約概要等の書類について電子交付の方法を選択した。申込手續時に行ったマイページの登録手續により、申立人はいつでも当社のホームページのマイページを閲覧し、契約②の保障内容が確認できる状態であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手續

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手續の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手續を終了した。